

運行の目的及び運行期間

注意事項

目的の内容を具体的に記載してください。

運行の目的	例	運行期間	説明
車検のための回送	新規検査のための回送	2日以内	未登録自動車を新規検査の申請をするために運輸支局等への回送を行う場合
	継続検査のための回送	2日以内	自動車検査証の有効期限の満了した登録自動車の継続検査を受けるために運輸支局等への回送を行う場合
	予備検査のための回送	2日以内	販売店等が使用者の定まらないうちに商品として受ける予備検査を申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
登録のための回送	新規登録のための回送	2日以内	新車又は中古車の未登録自動車を新規登録申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
その他	販売のための回送	別表1のとおり	自動車の製作又は販売を業とする者が、販売、引渡し又は引取りなどのための回送を行う場合 ※試乗又は見せるために回送をする場合は許可の対象となりません。また、近隣市町村以外へ回送を行う場合は、販売する相手方の所在地、名称、連絡先の記載が必要です。
	車両整備のための回送	別表1のとおり	自動車を車検整備、修理するために整備工場等へ回送する場合 ※車両整備後に車検を受ける予定がない場合は、許可の対象となりません。また、近隣市町村以外にて車両整備を行う場合は、相手方整備工場の所在地、名称、連絡先の記載が必要です。
	ナンバーの再交付手続等のための回送	1日	自動車登録番号標を盗難、紛失又はき損した場合に、再交付又は番号変更手続のために運輸支局等へ回送を行う場合

○車検以外（車両整備、販売のため等）の回送（別表1）

2日以内	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、滋賀県、京都府
3日以内	鳥取県、岡山県、兵庫県、大阪府、和歌山県、奈良県、福井県、石川県、富山県、新潟県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、東京都、神奈川県
4日以内	島根県、山口県、広島県、四国地方、青森県、岩手県、秋田県、宮城県
5日以内	北海道、九州地方、沖縄県

※自動車登録番号標の盗難、紛失等により再交付等手続きのための回送の場合、警察への盗難届・遺失届等がなければ申請の受付はできません。

自動車の同一性を確認できる書面等

自動車検査証	登録されている自動車にはすべて備え付けられている証明（国土交通大臣の行う検査に合格し、運行の用に供することができる証明書）
登録識別情報等通知書 又は一時抹消登録証明書	登録を抹消されている自動車についての証明（抹消された車で、ナンバープレートと車検証を陸運事務所へ返納したときに交付される証明書）
輸出抹消仮登録証明書	再輸入することが見込まれない登録自動車についての証明
輸出予定届出証明書	すでに一時抹消されている自動車を輸出する場合の証明
自動車通関証明書	輸入された自動車についての証明（輸入車に交付される証明書 [税関発行]）
自動車検査証返納証明書	抹消されている軽自動車についての証明
完成検査終了証及び譲渡証明書	形式指定自動車の新車（自動車工場から出荷されてすぐの車（未登録車両））に対しメーカーが交付する証明書（譲渡証明書とセット） [指定製作者発行]
自動車製作証明書及び譲渡証明書	型式指定自動車以外の新車
登録事項証明書	自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書類 ※備考欄は 16 条抹消済が記載（ナンバーのみ廃車）
自動車予備検査証	事前に検査を合格している旨の証明（番号標は交付されていない自動車）
限定自動車検査証	検査の項目が不合格の場合、その不合格の項目だけを受ける自動車についての証明
その他、自動車の同一性を確認できる書面	

※必ず原本をお持ちください。やむをえず原本の提示ができない場合は、上記書類の写しと車台番号の拓本（写）を提示してください。

自賠償保険（自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書）

- ・保険期間が運行期間中有効なもので必ず原本をお持ちください。
- ※運行の最終日が保険期間の最終日となる場合には、その日は許可できません。

その他

- ・申請内容に不審な個所がある場合は、その不審を解明するに足る書類の提出を求め、その結果、運行の目的に合致しないと認められる場合は、許可できません。
- ・期日に返却されないと、道路運送車両法違反で罰せられます。
道路運送車両法 第108条第1号
第35条第6項の規定に違反した者は、**6月以下の懲役又は30万円以下の罰金**に処する。